

三朝町地域共同施設災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町地域共同施設災害復旧事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、町内において、台風や局地的集中豪雨などの風水害や地震等の異常な天然現象（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第1項に規定する災害をいう。以下「異常な天然現象」という。）により、地域の振興に寄与する地域内の共同施設（自治会等で管理している生活道路、用排水路等をいう。）に被害が生じた場合、当該共同施設の原形復旧に要する経費の一部を助成することにより、防災面での共同施設の機能を維持し、地域の活性化と住民生活の安全安心を支援することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、共同施設を管理する自治会等とする。

(本補助金の対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、異常な天然現象により被害の生じた共同施設の復旧事業（以下「補助事業」という。）に要する経費（原則として原形復旧に要する経費に限る。）とする。ただし、他の補助金等の交付対象となるものを除く。

(本補助金の額等)

第5条 町は、第2条の目的の達成に資するため、前条に規定する補助事業を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費からその補助事業に対する寄付金などの特定財源を控除した額に100分の93を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、600千円を上限とする。）以下とする。

3 補助対象者は、補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注及び県内産資材の購入に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 規則第5条に規定する申請は、原則として共同施設が被災してから1年以内かつ補助事業開始の14日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、三朝町地域共同施設災害復旧事業計画（実績）書及び収支予算（決算）書（別記様式。以下「別記様式」という。）によるものとする。

(本補助金の概算払)

第7条 町長は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該年度の補助事業完了前に本補助金の概算払いをすることができる。

2 前項の規定により概算払いを受けた者は、その受領した金額が規則第18条の規定に基づく補助金の確定額を超えているときは、町長の指定する日までに、当該超過額を町に返還しなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 補助事業の内容に重大な影響を及ぼすと認められるもの
(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による実績報告は、事業完了（補助事業等の廃止又は事業年度完了の場合を含む。）後30日以内に、行わなければならない。

2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。